

財政援助団体等監査結果報告

[地方独立行政法人神戸市民病院機構]

神戸市監査委員	細川明子
同	大澤和士
同	福本富夫
同	しらくに高太郎

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和5年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

地方独立行政法人神戸市民病院機構（以下「法人」という。）における出納その他の事務（神戸市からの財政援助に係る出納その他の事務を含む。）で、主として令和4年度執行の事務

2 監査の期間

令和5年8月22日～令和6年3月21日

3 監査の方法

監査は、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 団体の概要

(1) 設立の趣旨

法人は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、市民の立場に立った質の高い医療を安全に提供し、もって市民の信頼に応え、市民の生命と健康を守ることを目的としている。

神戸市立医療センター中央市民病院（以下「中央市民病院」という。）及び神戸市立医療センター西市民病院（以下「西市民病院」という。）は、市民病院としての医療を市民・患者のニーズに応じて提供するためにも、今まで以上に機動性、柔軟性及び透明性を高め、より効率的な病院運営を行う必要があるため、平成21年4月に地方独立行政法人に移行した。

平成29年4月には、神戸西地域の中核病院の役割を担う西神戸医療センターが法人に移管され、同年11月には、先端医療センター病院の中央市民病院への統合を行い、同年12月には、眼疾患に関して標準医療から高度医療まで高い水準で担う基幹病院として、神戸市立神戸アイセンター病院（以下「アイセンター病院」という。）を開院し、4病院体制となっている。

(2) 神戸市との関係

ア 出資

法人の資本金は147億2,853万4千円であり、法第66条に基づき、神戸市が全額を出資している。

イ 財政援助等

(ア) 補助金

令和4年度は、補助金として3億1,166万円を交付しており、その主な補助事業は、新型コロナウイルス感染症対応医療機関支援事業補助金2億5,718万円、新型コロナウイルス感染症要介護患者対応医療機関支援事業補助金1,650万円、新型コロナウイルス感染症陽性妊婦出産受け入れ支援事業補助金1,490万円等である。

(イ) 運営費負担金

救急医療や高度医療等の不採算医療及び行政的医療等に対して法第85条の規定により、令和4年度は62億1,948万円を神戸市が負担している。

(ウ) 貸付金

令和4年度末の長期貸付金（建設改良資金）残高は495億1,094万円である。なお、法第41条の規定により、法人の長期借入金は神戸市からに限られており、令和4年度には新たに建物整備資金として2億5,700万円、医療機器等整備資金として24億7,400万円を神戸市が起債し、貸付を行っている。

(エ) 移行前地方債償還債務

法第86条の規定により、法人は地方独立行政法人移行前に神戸市が行っていた、現在法人が行う業務に関して神戸市が起こした地方債について償還債務を負担している。令和4年度末の債務残高は32億8,624万円となっている。

ウ 職員数

令和5年7月1日現在の職員数は3,282人であり、うち神戸市派遣職員は442人である。

エ 神戸市民病院機構評価委員会

地方独立行政法人神戸市民病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、法第11条の規定により、市長の附属機関として設置され、市民・患者、経営、医療及び人材育成といった視点から多面的に、法人の業務実績の全体について総合的に評価を行っている。その結果は神戸市のホームページで公表されている。

評価は、年度計画及び中期計画の全体的な達成状況について、項目別評価（大項目評価、小項目評価）及び全体評価により行い、令和4年度の大項目評価ではS、A、B、C、Dの5段階評価のうちS評価（特に評価すべき進捗状況にある）が5項目、A評価（順調に進んでいる）が3項目、小項目評価では5段階評価のうち、全39項目中5評価（特筆すべき成果が得られている）が7項目、4評価（十分に達成している）が19項目、3評価（概ね達成している）が13項目となっている。全体評価は「全体として年度計画を十分に達成し、中期計画の達成に向けて特に評価すべき進捗状況にある。」となっており、その判断理由は「第3期中期目標期間の4年目である令和4年度は、本市の要請により、引き続き市内の感染状況に応じて受入体制を確保し、市内の感染症対応の中心的な役割を果たした。また、前年度同様、通常の医療を提供するための体制の確保が困難な中、救急医療や小児・周産期医療、5疾病に対する専門医療など、市民の生活に不可欠な医療を継続して行い、市民病院全体では入院・外来とも、前年度を大きく上回る患者に対して診療を実施し、「市民の生命と健康を守る」という使命のもと、職員が丸となってこの難局に対応した。」となっている。

(3) 事業の概要

法人の所在地等は、第1表のとおりである。

名称等	所在地等
法人本部	中央区港島南町2丁目2番地
中央市民病院	中央区港島南町2丁目1番地の1 病床数：768床（うち感染症病床10床、 精神科身体合併症病床8床） 診療科目：34診療科
西市民病院	長田区一番町2丁目4番地 病床数：358床 診療科目：30診療科
西神戸医療センター	西区糞台5丁目7番地の1 病床数：470床（うち結核病床45床*） 診療科目：30診療科
アイセンター病院	中央区港島南町2丁目1番地の8 病床数：30床 診療科目：1診療科

*西神戸医療センターの結核病床は令和5年2月に50床から45床に変更。

事業の概要は以下のとおりであり、主な業務量の比較は第2表のとおりである。

ア 患者サービス及び医療の質の向上

(ア) 市民病院としての役割の発揮

A 救急医療・災害医療

救急医療については、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れながら、安定した救急医療体制を構築し、各病院の機能と役割に応じた救急医療を提供した。

中央市民病院では、新型コロナウイルス感染症の重症患者の受入れが可能な臨時病棟(36床)の運用を継続するほか、日本屈指の救命救急センターとしての役割を發揮し、厚生労働省より発表された「全国救命救急センター評価」において、評価対象となる全45項目で満点を獲得し、9年連続で1位に選ばれた。西市民病院及び神戸市立西神戸医療センター(以下「西神戸医療センター」という。)においても、新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行いながら地域の患者を24時間受け入れる救急医療体制を提供し、昨年度を上回る救急車搬送患者を受け入れた。

また、災害医療については、それぞれの病院で平時よりBCP(事業継続計画)を意識した訓練等に取り組み、危機対応能力の向上を図った。

B 小児・周産期医療

新型コロナウイルス感染症の影響により、分娩件数や小児患者数はコロナ以前の水準と比較すれば減少したものの、地域医療機関との連携及び役割分担のもと、市民が安心して子どもを産み育てられるよう、質の高い小児・周産期医療を提供した。

中央市民病院では、総合周産期母子医療センターとして、母体に病気がある場合は、各診療科と協力して対応するとともに、胎児に異常がある場合は最新の医療技術を用いて救命に努め、ハイリスク出産に対応した。西市民病院では周産期対応総合病院として正常分娩やリスクの高い分娩にも対応するとともに、長田区で唯一の小児二次救急輪番体制を継続し、地域における小児救急医療を安定的に提供した。西神戸医療センターでは、小児救急外来の全日準夜帯(17時~24時)の救急受診の受入れを継続するとともに、毎週土曜日と第2、第3水曜日の小児救急輪番を担当した。また、地域医療機関での対応が困難なハイリスク妊娠・ハイリスク分娩の受入れ等、質の高い安定した周産期医療の提供を継続した。

C 5疾病*に対する専門医療の提供

中央市民病院では、24時間体制で専門医による脳卒中診療を行い、救命率の向上を図ったほか、がん治療については手術支援ロボットによる身体への負担が少ない手術や化学療法による治療、がんゲノム医療なども活用した。西市民病院では、糖尿病地域連携パスや糖尿病専門医による薬物療法の選択と管理栄養士による栄養相談を1回の受診で行うワンタイム連携の運用による地域医療機関との連携のほか、保険者と協働して出張糖尿病チェックを実施し、生活習慣病の重症化予防に貢献した。西神戸医療センターでは、リニアッ

クでの高精度な放射線治療を行うとともに、PET-CTやMRIの活用によりさらなるがん診断機能向上に取り組んだ。

*5疾病とは、がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病・精神疾患をいう。

D 地域包括ケアシステムの推進

中央市民病院、西市民病院、西神戸医療センターは地域医療支援病院として、各病院の役割に応じた患者の紹介・逆紹介を行うとともに、患者が安心して地域で療養できるよう、地域の在宅診療医や介護施設、訪問看護ステーション等との連携を強化した。

(イ) 共通の役割

A 安全で質の高い医療を提供する体制の構築

コンプライアンスの推進、医療安全対策等を徹底し、質の高い医療を提供した。各病院とも医療安全管理室等を中心に、定期的なミーティングを行い、インシデント事例などの迅速な情報収集及び分析を継続して実施したほか、医療安全等の研修会を実施した。また、西神戸医療センターでは、日本医療機能評価機構による病院機能評価の更新審査を受審し、認定病院を取得した（令和5年2月5日から5年間）。

B 患者の権利を尊重し、信頼と満足が得られる体制の構築

患者満足度調査や意見箱によるニーズ把握や改善に努め、アイセンター病院では入院の満足度が5年連続100%となった。また、すでに導入している中央市民病院に加え、西市民病院、西神戸医療センターでも診療費後払いサービス*を導入し、待ち時間等の混雑緩和に取り組んだ。

*診療費後払いサービスとは、事前にスマートフォン等でクレジットカードを登録することにより、診察終了後、会計を待つことなく、そのまま帰宅できるサービスをいう。

C 市民への情報発信

全病院において、ホームページや広報誌を通じて、病院の新しい取組等について積極的にお知らせするとともに、神戸市民病院機構の理事長及び4病院長のインタビュー記事を新聞掲載する等、幅広く情報発信を行った。アイセンター病院では開設5周年を迎え、記念式典・記念交換会の開催やポータルサイトの更新等を行った。

イ 人材育成及び業務運営の改善

(ア) 優れた専門職の確保と人材育成

看護職員確保のため「特別推薦選考」を継続したほか、感染対策を行いながら現地での見学会やインターンシップを実施する等、人材の確保に努めた。また、事務職員のキャリアパスを設定し、入職1年目、5年目職員を対象に研修を実施するとともに、入職1年目を対象としたOJT研修を開始し、業務発表会を実施した。人事給与制度については、医師奨励金制度の構築等、人事評価結果を給与等へ反映し、職員の能力及び業績に基づく人事給与体制の構築に継続して取り組んだ。働き方改革の推進では、医師や看護師の業務負担の軽減を目

指して医療クラークや病棟クラークの配置を継続した。人材育成等における地域貢献においては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に配慮しながら、医師、看護師をはじめとした医療系学生の受け入れを継続し、教育病院としての役割を果たした。

(イ) 効率的な業務運営体制の構築

理事長によるヒアリングを通じた年度計画の達成状況及び課題の把握等、法人内における情報共有を図り、PDCAを意識した取組を進めた。また、毎月の常任理事会や四半期ごとの理事会における月次決算や決算見込、新型コロナウイルス感染症への対応等の報告において、病院ごとの運営状況を把握するとともに、課題が発見された際は迅速な対応を行った。更に、前月の時間外勤務状況及び休暇取得状況の報告・共有を行うとともに、所属及び個人宛への通知やヒアリングを実施するなど、法令順守及び職員の健康確保の取組を進めた。

また、情報連携体制の強化として、令和3年度に設置した「DX推進室」において、法人統一のグループウェアの導入や患者IDの紐づけシステムの運用を開始するとともに、サイバー攻撃対策に関する状況確認及び対策への取組を進めた。

ウ 西市民病院の建替え整備

西市民病院の建替え整備について、新西市民病院整備基本構想に基づき、新病院に必要な機能や施設並びに最適な整備手法などについて病院及び神戸市と連携を図りながら検討を行い、基本計画（案）を公表した。その後、基本計画（案）に対する市民意見募集を行い、令和5年2月に新西市民病院整備基本計画を策定した。

第 2 表 業 務 量 の 比 較

(単位 比率：%)

項 目		令和4年度	令和3年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率		
中央市民病院	入 院	稼働病床数一般(床) (感染症病床10床、精神科身体合併症病床8床含む。)	768	768	0	0.0	
		病床利用率一般(%)	82.9	76.4	6.5	8.5	
		延入院患者数一般(人)	226,969	209,221	17,748	8.5	
		1日当たり入院患者数一般(人)	622	573	49	8.6	
		1日1人あたり入院単価一般(円)	115,759	117,318	△1,559	△1.3	
		新規入院患者数一般(人)	19,496	18,719	777	4.2	
		平均在院日数一般(日)	11.7	11.2	0.5	4.5	
	外 来	延外来患者数(人)	407,789	389,884	17,905	4.6	
		1日当たり外来患者数(人)	1,678	1,611	67	4.2	
		1日1人あたり外来単価(円)	29,099	28,956	143	0.5	
		新規外来患者数(人)	74,319	67,919	6,400	9.4	
		救急	救急外来患者数(人)	26,086	21,230	4,856	22.9
			うち救急入院患者数(人)	8,036	7,272	764	10.5
		各 種 指 標	手術件数(件)	9,313	8,528	785	9.2
紹介率(%)	70.9		68.5	2.4	3.5		
逆紹介率(%)	123.5		125.3	△1.8	△1.4		
	分娩件数(件)	671	633	38	6.0		
西市民病院	入 院	稼働病床数(床)	358	358	0	0.0	
		病床利用率(%)	71.8	67.0	4.8	7.2	
		延入院患者数(人)	93,781	87,553	6,228	7.1	
		1日当たり入院患者数(人)	257	240	17	7.1	
		1日1人あたり入院単価(円)	67,284	64,553	2,731	4.2	
		新規入院患者数(人)	8,223	8,016	207	2.6	
		平均在院日数(日)	11.4	10.9	0.5	4.6	
	外 来	延外来患者数(人)	179,193	168,992	10,201	6.0	
		1日当たり外来患者数(人)	737	698	39	5.6	
		1日1人あたり外来単価(円)	17,056	16,621	435	2.6	
		新規外来患者数(人)	17,174	15,076	2,098	13.9	
	救急	救急外来患者数(人)	13,419	11,818	1,601	13.5	
		うち救急入院患者数(人)	3,475	3,398	77	2.3	
	各 種 指 標	手術件数(件)	2,999	2,700	299	11.1	
紹介率(%)		55.5	56.6	△1.1	△1.9		
逆紹介率(%)		113.4	121.4	△8.0	△6.6		
分娩件数(件)		285	301	△16	△5.3		

第 2 表 業 務 量 の 比 較

(単位 比率：%)

項 目		令和4年度	令和3年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率	
西神戸医療センター	入 院	稼働病床数 一般 (床)	425	425	0	0.0
		結核 (床)	45	50	△ 5	△ 10.0
		病床利用率 一般 (%)	73.0	75.2	△ 2.2	△ 2.9
		結核 (%)	37.9	51.8	△ 13.9	△ 26.8
		延入院患者数 一般 (人)	113,250	116,730	△ 3,480	△ 3.0
		結核 (人)	6,813	9,451	△ 2,638	△ 27.9
		1日当たり入院患者数 一般 (人)	310	320	△ 10	△ 3.1
	結核 (人)	19	26	△ 7	△ 26.9	
	外 来	1日1人あたり入院単価 一般 (円)	78,143	76,110	2,033	2.7
		結核 (円)	27,469	29,082	△ 1,613	△ 5.5
		新規入院患者数 一般 (人)	11,389	11,304	85	0.8
		結核 (人)	114	144	△ 30	△ 20.8
		平均在院日数 一般 (日)	9.9	10.3	△ 0.4	△ 3.9
		結核 (日)	60.3	65.4	△ 5.1	△ 7.8
延外来患者数 一般 (人)		352,067	350,729	1,338	0.4	
結核 (人)	106	202	△ 96	△ 47.5		
救 急	1日当たり外来患者数 一般 (人)	1,449	1,449	0	0.0	
	結核 (人)	—	1	△ 1	皆減	
	1日1人あたり外来単価 一般 (円)	19,609	18,963	646	3.4	
	結核 (円)	18,475	22,050	△ 3,575	△ 16.2	
各種指標	新規外来患者数 (人)	34,295	30,878	3,417	11.1	
	救急外来患者数 (人)	20,588	19,019	1,569	8.2	
	うち救急入院患者数 (人)	3,262	3,304	△ 42	△ 1.3	
	手術件数 (件)	5,795	5,504	291	5.3	
アイセンター病院	入 院	紹介率 (%)	73.1	74.9	△ 1.8	△ 2.4
		逆紹介率 (%)	81.0	81.1	△ 0.1	△ 0.1
		分娩件数 (件)	371	434	△ 63	△ 14.5
		稼働病床数 (床)	30	30	0	0.0
		病床利用率 (%)	71.1	78.0	△ 6.9	△ 8.8
		延入院患者数 (人)	7,783	8,536	△ 753	△ 8.8
		1日当たり入院患者数 (人)	21	23	△ 2	△ 8.7
	外 来	1日1人あたり入院単価 (円)	84,759	86,586	△ 1,827	△ 2.1
		新規入院患者数 (人)	2,035	2,179	△ 144	△ 6.6
		平均在院日数 (日)	3.8	3.9	△ 0.1	△ 2.6
		延外来患者数 (人)	52,353	49,125	3,228	6.6
		1日当たり外来患者数 (人)	215	203	12	5.9
		1日1人あたり外来単価 (円)	22,528	22,390	138	0.6
		新規外来患者数 (人)	4,294	3,813	481	12.6
各種指標	手術件数 (件)	6,895	6,523	372	5.7	
	紹介率 (%)	60.7	62.6	△ 1.9	△ 3.0	
	逆紹介率 (%)	72.8	61.5	11.3	18.4	

備考：1日平均入院患者数・外来患者数はそれぞれの診療日数により算出した。

(4) 経営状況と財政状態

法人の会計は、地方独立行政法人会計基準を適用しており、消費税処理は税抜処理である。

ア 経営状況

経営状況は、第3表のとおりである。

令和4年度の営業収益と営業外収益を合わせた経常収益は851億4,648万円、営業費用と営業外費用を合わせた経常費用は802億7,471万円で、経常利益は48億7,176万円となっている。

経常収益は入院及び外来の医業収益の増加等により前年度に比べ27億1,999万円(3.3%)好転している。また、経常費用は材料費等の増による医業費用の増等により前年度に比べ32億5,359万円(4.2%)増加している。

経常費用の増加が経常収益の増加を上回っていることから、経常利益は前年度に比べ5億3,360万円(9.9%)減少している。

経常利益に固定資産除去損等である臨時損失を加減した当期純利益は47億8,831万円であり、前年度に比べ5億7,374万円(10.7%)減少している。

第 3 表 比較損益計算書

(単位 金額：千円、比率：%)

科 目	令 和 4 年 度		令 和 3 年 度		対 前 年 度 増 減	対 前 年 度 増 減 率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率		
営業収益	84,109,992	7.0	81,299,371	98.6	2,810,620	3.5
医業収益 (a)	67,242,806	79.0	63,827,743	77.4	3,415,062	5.4
入院収益	42,410,200	49.8	40,186,765	48.8	2,223,435	5.5
外来収益	23,007,950	27.0	21,853,564	26.5	1,154,386	5.3
その他の医業収益	1,824,654	2.1	1,787,414	2.2	37,240	2.1
運営費負担金収益	5,793,142	6.8	3,101,425	3.8	2,691,716	86.8
補助金等収益*	10,221,430	12.0	13,276,976	16.1	△ 3,055,546	△ 23.0
寄附金収益	148,439	0.2	224,286	0.3	△ 75,847	△ 33.8
資産見返運営費負担金戻入	25	0.0	25	0.0	0	0.0
資産見返運営費交付金戻入	68,988	0.1	60,264	0.1	8,724	14.5
資産見返補助金戻入	518,444	0.6	579,537	0.7	△ 61,093	△ 10.5
資産見返寄附金戻入	29,692	0.0	18,640	0.0	11,052	59.3
資産見返物品受贈額戻入	50,789	0.1	87,551	0.1	△ 36,762	△ 42.0
その他の営業収益	36,234	0.0	122,918	0.1	△ 86,684	△ 70.5
営業外収益	1,036,488	1.2	1,127,117	1.4	△ 90,629	△ 8.0
運営費負担金収益	271,187	0.3	297,217	0.4	△ 26,030	△ 8.8
補助金等収益	218	0.0	227	0.0	△ 9	△ 4.0
財務収益	10,363	0.0	8,184	0.0	2,178	26.6
預金利息	4,469	0.0	2,290	0.0	2,178	95.1
有価証券利息	5,894	0.0	5,894	0.0	0	0.0
営業外雑収益	754,719	0.9	821,488	1.0	△ 66,768	△ 8.1
当期収益合計 (A)	85,146,480	100.0	82,426,488	100.0	2,719,991	3.3
営業費用	75,861,978	94.5	72,670,008	94.4	3,191,969	4.4
医業費用 (b)	75,085,198	93.5	72,029,406	93.5	3,055,792	4.2
給材経費	33,682,614	42.0	33,219,149	43.1	463,464	1.4
減価償却費	21,413,466	26.7	19,922,436	25.9	1,491,030	7.5
研究修繕費	14,312,002	17.8	13,466,385	17.5	845,617	6.3
一般管理費	5,009,330	6.2	4,837,345	6.3	171,985	3.6
給経減価償却費	667,783	0.8	584,088	0.8	83,695	14.3
与費	776,779	1.0	640,602	0.8	136,177	21.3
研究修繕費	395,001	0.5	354,637	0.5	40,364	11.4
減価償却費	340,972	0.4	257,662	0.3	83,310	32.3
研究修繕費	26,047	0.0	20,966	0.0	5,080	24.2
研究修繕費	14,757	0.0	7,336	0.0	7,421	101.2
営業外費用	4,412,736	5.5	4,351,111	5.6	61,624	1.4
財務費用	620,098	0.8	652,384	0.8	△ 32,286	△ 4.9
長期借入金利息	553,984	0.7	577,238	0.7	△ 23,253	△ 4.0
移行前地方債利息	65,988	0.1	74,987	0.1	△ 8,999	△ 12.0
その他の支払利息	-	-	16	0.0	△ 16	皆減
取扱諸費	125	0.0	142	0.0	△ 16	△ 11.5
控除対象外消費税	3,510,346	4.4	3,272,737	4.2	237,608	7.3
資産取得に係る控除対象外消費税償却	245,723	0.3	236,133	0.3	9,590	4.1
雑支出	36,568	0.0	189,856	0.2	△ 153,287	△ 80.7
当期費用合計 (B)	80,274,714	100.0	77,021,120	100.0	3,253,594	4.2
経常利益 (C=A-B)	4,871,765	-	5,405,368	-	△ 533,602	△ 9.9
臨時損失 (D)	83,446	-	43,301	-	40,145	92.7
固定資産除却損	63,912	-	30,143	-	33,768	112.0
過年度損益修正損	19,534	-	13,157	-	6,376	48.5
当期純利益 (E=C-D)	4,788,319	-	5,362,067	-	△ 573,747	△ 10.7
当期総利益 (F=E)	4,788,319	-	5,362,067	-	△ 573,747	△ 10.7
医業収支比率 (a/b×100)	89.6	-	88.6	-	1.0	1.1
経常収支比率 (A/B×100)	106.1	-	107.0	-	△ 0.9	△ 0.8

* 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業補助金 (令和4年度95億9,092万円、令和3年度123億1,087万円) 含む

また、令和4年度決算におけるセグメント別収益費用は、第4表のとおりである。

第4表 セグメント別収益費用

(単位 金額：千円、比率：%)

科 目	中央市民病院		西市民病院		西神戸医療センター		神戸アイセンター 病 院		法 人 本 部	
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率
営 業 収 益 (a)	50,101,884	98.6	12,529,868	99.3	19,221,481	99.1	2,224,189	97.1	32,567	70.6
医 業 収 益	39,576,256	77.9	9,473,794	75.1	16,094,890	83.0	2,097,864	91.6	—	—
運 営 費 負 担 金 収 益	3,586,653	7.1	930,293	7.4	1,137,720	5.9	109,210	4.8	29,266	63.5
補 助 金 等 収 益	6,308,254	12.4	2,021,078	16.0	1,891,497	9.8	600	0.0	—	—
寄 附 金 収 益	124,433	0.2	2,507	0.0	7,049	0.0	11,416	0.5	3,032	6.6
資 産 見 返 運 営 費 負 担 金 戻 入	1	0.0	23	0.0	—	—	—	—	—	—
資 産 見 返 運 営 費 交 付 金 戻 入	22,610	0.0	46,316	0.4	—	—	62	0.0	—	—
資 産 見 返 補 助 金 戻 入	426,144	0.8	44,649	0.4	46,969	0.2	618	0.0	61	0.1
資 産 見 返 寄 附 金 戻 入	14,019	0.0	8	0.0	11,312	0.1	4,352	0.2	—	—
資 産 見 返 物 品 受 贈 額 戻 入	15,204	0.0	3,333	0.0	32,042	0.2	—	—	208	0.5
そ の 他 営 業 収 益	28,306	0.1	7,861	0.1	—	—	66	0.0	—	—
営 業 外 収 益	699,857	1.4	92,257	0.7	164,981	0.9	65,847	2.9	13,544	29.4
運 営 費 負 担 金 収 益	249,566	0.5	8,067	0.1	1,523	0.0	12,031	0.5	—	—
そ の 他 営 業 外 収 益	450,291	0.9	84,190	0.7	163,458	0.8	53,816	2.4	13,544	29.4
当 期 収 益 合 計 (A)	50,801,741	100.0	12,622,126	100.0	19,386,463	100.0	2,290,036	100.0	46,112	100.0
営 業 費 用 (b)	43,099,979	93.7	11,329,737	96.0	18,532,965	95.4	2,122,515	94.1	776,779	94.6
医 業 費 用	43,099,979	93.7	11,329,737	96.0	18,532,965	95.4	2,122,515	94.1	—	—
一 般 管 理 費	—	—	—	—	—	—	—	—	776,779	94.6
営 業 外 費 用	2,876,976	6.3	474,337	4.0	883,789	4.6	133,512	5.9	44,120	5.4
財 務 費 用	579,908	1.3	15,150	0.1	980	0.0	24,058	1.1	—	—
そ の 他 営 業 外 費 用	2,297,067	5.0	459,186	3.9	882,809	4.5	109,453	4.9	44,120	5.4
当 期 費 用 合 計 (B)	45,976,955	100.0	11,804,075	100.0	19,416,755	100.0	2,256,028	100.0	820,900	100.0
営 業 損 益 (a - b)	7,001,904	—	1,200,131	—	688,516	—	101,673	—	△ 744,212	—
経 常 損 益 (A - B)	4,824,785	—	818,051	—	△ 30,291	—	34,008	—	△ 774,788	—

イ 財政状態

財政状態は、第5表のとおりである。

令和4年度末の資産は1,081億3,563万円で前年度末に比べ4億6,954万円(0.4%)増加している。

負債は733億6,429万円で前年度末に比べ44億7,391万円(5.7%)減少している。これは長期借入金及び移行前地方債償還債務を合わせた460億9,054万円が、前年度末に比べ39億7,565万円(7.9%)減少したこと等による。

第 5 表 比較貸借対照表

(単位 金額：千円、比率：%)

科 目	令和4年度末		令和3年度末		対前年度増	対前年度減	対前年度増減率
	金額	構成比率	金額	構成比率			
資 産	108,135,637	100.0	107,666,091	100.0	469,545	0.4	
I 固 定 資 産	65,525,220	60.6	66,184,469	61.5	△ 659,249	△ 1.0	
有 形 固 定 資 産	58,670,038	54.3	59,339,156	55.1	△ 669,118	△ 1.1	
土 地	18,467,264	17.1	18,467,264	17.2	0	0.0	
建 築 物	31,943,053	29.5	33,519,765	31.1	△ 1,576,712	△ 4.7	
構 築 物	110,342	0.1	124,349	0.1	△ 14,007	△ 11.3	
工 具 器 具 備 品	1,699	0.0	2,361	0.0	△ 661	△ 28.0	
建 設 仮 勘 定 資 産	8,079,732	7.5	7,147,916	6.6	931,816	13.0	
無 形 固 定 資 産	67,946	0.1	77,500	0.1	△ 9,554	△ 12.3	
ソ フ ト ウ ェ ア 権 利	1,730,303	1.6	1,981,666	1.8	△ 251,363	△ 12.7	
電 話 加 入 権	1,728,132	1.6	1,979,479	1.8	△ 251,347	△ 12.7	
投 資 そ の 他 の 資 産	2,170	0.0	2,186	0.0	△ 16	△ 0.7	
投 資 有 価 証 券	5,124,878	4.7	4,863,645	4.5	261,232	5.4	
長 期 貸 付 債 権	200,000	0.2	699,479	0.6	△ 499,479	△ 71.4	
破 産 更 生 債 権	451,091	0.4	359,816	0.3	91,275	25.4	
長 期 前 払 消 費 税	92,225	0.1	81,553	0.1	10,671	13.1	
長 期 前 払 費 用	△ 92,225	△ 0.1	△ 81,553	△ 0.1	△ 10,671	△ 13.1	
長 期 前 払 費 用	7,641	0.0	10,434	0.0	△ 2,792	△ 26.8	
長 期 前 払 費 用	3,439,394	3.2	3,267,662	3.0	171,732	5.3	
長 期 前 払 費 用	1,000,000	0.9	500,000	0.5	500,000	100.0	
そ の 他 投 資 資 産	26,749	0.0	26,252	0.0	497	1.9	
II 流 動 資 産	42,610,417	39.4	41,481,622	38.5	1,128,795	2.7	
現 金 及 び 預 金	23,077,416	21.3	25,269,341	23.5	△ 2,191,925	△ 8.7	
有 価 証 券	499,740	0.5	—	—	499,740	皆増	
医 業 未 引 収 当 金	13,416,581	12.4	12,021,893	11.2	1,394,688	11.6	
医 業 未 引 収 当 金	△ 111,365	△ 0.1	△ 105,767	△ 0.1	△ 5,598	△ 5.3	
未 引 収 薬 品	4,640,216	4.3	3,306,414	3.1	1,333,802	40.3	
医 診 療 材 品 料	451,922	0.4	403,591	0.4	48,330	12.0	
貯 蔵 材 料	584,226	0.5	535,702	0.5	48,523	9.1	
前 払 費 用	73	0.0	69	0.0	3	5.7	
未 収 収 入	50,892	0.0	50,048	0.0	843	1.7	
未 収 収 入	713	0.0	327	0.0	385	117.9	
負 債 純 資 産	108,135,637	100.0	107,666,091	100.0	469,545	0.4	
負 債	73,364,297	67.8	77,838,215	72.3	△ 4,473,917	△ 5.7	
I 固 定 負 債	56,123,575	51.9	60,131,087	55.8	△ 4,007,511	△ 6.7	
資 産 見 返 運 営 費 負 担 金	2,118,510	2.0	2,762,139	2.6	△ 643,628	△ 23.3	
資 産 見 返 運 営 費 交 付 金	674	0.0	699	0.0	△ 25	△ 3.6	
資 産 見 返 運 営 費 補 助 金	374,583	0.3	443,572	0.4	△ 68,988	△ 15.6	
資 産 見 返 寄 附 金	1,404,771	1.3	1,916,834	1.8	△ 512,062	△ 26.7	
資 産 見 返 物 品 受 贈 額	132,118	0.1	143,882	0.1	△ 11,763	△ 8.2	
長 期 借 入 金	206,361	0.2	257,151	0.2	△ 50,789	△ 19.8	
移 行 前 地 方 債 償 還 債 務	43,031,854	39.8	46,779,949	43.4	△ 3,748,094	△ 8.0	
引 当 金	3,058,691	2.8	3,286,249	3.1	△ 227,558	△ 6.9	
引 当 金	7,902,764	7.3	7,290,994	6.8	611,769	8.4	
引 当 金	7,902,764	7.3	7,290,994	6.8	611,769	8.4	
引 当 金	11,753	0.0	11,753	0.0	0	0.0	
II 流 動 負 債	17,240,722	15.9	17,707,128	16.4	△ 466,405	△ 2.6	
運 営 費 負 担 金 債 務	—	—	2,654,681	2.5	△ 2,654,681	皆減	
預 り 補 助 金 等	1,555	0.0	3,371	0.0	△ 1,816	△ 53.9	
預 寄 附 金 債 務	714,748	0.7	724,931	0.7	△ 10,182	△ 1.4	
一 年 以 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金	6,479,094	6.0	5,067,476	4.7	1,411,617	27.9	
一 年 以 内 返 済 予 定 移 行 前 地 方 債 償 還 債 務	227,558	0.2	223,204	0.2	4,353	2.0	
医 業 未 払 金	4,530,948	4.2	4,586,789	4.3	△ 55,840	△ 1.2	
未 払 金	2,957,087	2.7	2,176,960	2.0	780,126	35.8	
短 期 リ ー ス 債 務	—	—	999	0.0	△ 999	皆減	
未 払 費 用	289,826	0.3	277,323	0.3	12,503	4.5	
未 払 消 費 税	27,892	0.0	38,018	0.0	△ 10,126	△ 26.6	
前 受 り 金	93,403	0.1	75,373	0.1	18,030	23.9	
前 受 り 金	280,224	0.3	279,357	0.3	866	0.3	
前 受 取 益	887	0.0	887	0.0	0	0.0	
引 当 金	1,637,495	1.5	1,597,753	1.5	39,742	2.5	
引 当 金	1,637,495	1.5	1,597,753	1.5	39,742	2.5	
純 資 産	34,771,339	32.2	29,827,876	27.7	4,943,463	16.6	
I 資 本 出 資 金	14,728,534	13.6	14,728,534	13.7	0	0.0	
設 立 団 体 出 資 金	14,728,534	13.6	14,728,534	13.7	0	0.0	
II 資 本 剰 余 金	6,918,411	6.4	6,763,267	6.3	155,144	2.3	
資 本 剰 余 金	7,330,540	6.8	6,763,267	6.3	567,272	8.4	
そ の 他 行 政 コ ス ト 累 計 額	△ 412,128	△ 0.4	—	—	△ 412,128	皆減	
除 却 差 額 相 当 累 計 額 (一)	△ 412,128	△ 0.4	—	—	△ 412,128	皆減	
III 利 益 剰 余 金	13,124,394	12.1	8,336,074	7.7	4,788,319	57.4	
前 中 期 目 標 間 繰 越 積 立 金	2,080,735	1.9	2,080,735	1.9	0	0.0	
積 立 金	6,255,338	5.8	893,271	0.8	5,362,067	600.3	
当 期 未 処 分 利 益	4,788,319	4.4	5,362,067	5.0	△ 573,747	△ 10.7	
(うち 当 期 総 利 益)	(4,788,319)	(4.4)	(5,362,067)	(5.0)	(△573,747)	(△10.7)	

ウ 資金状況

法人の事業年度における資金の増減状況は第6表のとおりである。資金期末残高は、貸借対照表に記載されている現金及び預金230億7,741万円のうち定期預金残高60億円を差し引いた額に一致している。当期末残高は、補助金等収入が減少したことなどにより、期首残高に比べ減少している。

第6表 比較キャッシュ・フロー計算書

(単位 金額：千円、比率：%)

項 目	令和4年度	令和3年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
I 業務活動によるキャッシュ・フロー				
材料の購入による支出	△ 21,774,920	△ 19,894,195	△ 1,880,725	△ 9.5
人件費支出	△ 33,005,318	△ 33,573,008	567,689	1.7
運営費負担金の精算による返還金の支出	△ 2,654,681	△ 2,095,686	△ 558,995	△ 26.7
その他の業務支出	△ 18,684,175	△ 17,850,455	△ 833,720	△ 4.7
医業収入	65,894,141	63,602,267	2,291,873	3.6
運営費負担金収入	6,035,063	6,053,323	△ 18,260	△ 0.3
補助金等収入	8,819,308	18,844,598	△ 10,025,290	△ 53.2
寄付金収入	31,695	57,803	△ 26,108	△ 45.2
その他の収入	903,634	1,220,094	△ 316,459	△ 25.9
小 計	5,564,747	16,364,743	△ 10,799,996	△ 66.0
利息の受取額	9,716	7,595	2,120	27.9
利息の支払額	△ 619,809	△ 653,862	34,053	5.2
計	4,954,654	15,718,477	△ 10,763,822	△ 68.5
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
長期性預金の預入による支出	△ 500,000	—	△ 500,000	皆減
定期預金の戻入による収入	12,000,000	7,000,000	5,000,000	71.4
定期預金の預入による支出	△ 12,000,000	△ 13,000,000	1,000,000	7.7
有形固定資産の取得による支出	△ 3,952,064	△ 3,235,601	△ 716,463	△ 22.1
無形固定資産の取得による支出	△ 295,877	△ 253,037	△ 42,840	△ 16.9
運営費負担金収入	155,160	155,160	0	0.0
補助金等収入	6,382	449,370	△ 442,988	△ 98.6
その他の収入	3,458	4,634	△ 1,175	△ 25.4
その他の支出	△ 3,956	△ 12,630	8,674	68.7
計	△ 4,586,898	△ 8,892,105	4,305,207	48.4
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
長期借入れによる収入	2,731,000	1,368,000	1,363,000	99.6
長期借入金の返済による支出	△ 5,067,476	△ 2,495,276	△ 2,572,199	△ 103.1
移行前地方債償還債務の償還による支出	△ 223,204	△ 335,879	112,675	33.5
リース債務の返済による支出	—	△ 2,494	2,494	皆減
計	△ 2,559,681	△ 1,465,650	△ 1,094,030	△ 74.6
IV 資金増加額	△ 2,191,925	5,360,720	△ 7,552,646	△ 140.9
V 資金期首残高	19,269,341	13,908,621	5,360,720	38.5
VI 資金期末残高	17,077,416	19,269,341	△ 2,191,925	△ 11.4

エ 行政コスト

行政コスト計算書は第7表のとおりである。

令和4年8月の独立行政法人会計基準の改訂により、これまで独立行政法人の運営状況をあらわす財務諸表として位置づけられていた行政サービス実施コスト計算書が廃止され、行政コスト計算書が創設された。また、令和4年度からは、独立行政法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストとして、財務諸表に注記することとされた。

法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストは、行政コストから自己収入等を控除し、神戸市からの出資財産などの機会費用等を加えて算定しており、最終的なコストは122億2,235万円となっている。

第 7 表 行政コスト計算書

(単位 金額：千円、比率：%)

科 目	令和4年度	令和3年度 ^{*1}	対前年度増減	対前年度増減率
I 損益計算書上の費用	80,358,160	77,064,421	3,293,739	4.3
医業費用	75,085,198	72,029,406	3,055,792	4.2
一般管理費	776,779	640,602	136,177	21.3
営業外費用	4,412,736	4,351,111	61,624	1.4
臨時損失	83,446	43,301	40,145	92.7
II その他行政コスト	16	—	—	—
除売却差額相当額	16	—	—	—
III 行政コスト	80,358,176	77,064,421	3,293,755	4.3

*1 令和3年度は、行政サービス実施コスト計算書より転記。ただし、令和3年度はその他行政コストの記載がないため、—としている。

公営企業型地方独立行政法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト

(単位 金額：千円)

科 目	令和4年度	令和3年度	対前年度増減	対前年度増減率
III 行政コスト ^{*2}	80,358,176	77,064,421	3,293,755	4.3
IV (控除) 自己収入等 ^{*2}	△ 68,219,716	△ 65,023,263	△ 3,196,453	△ 4.9
V 機会費用等 ^{*2*}	83,890	46,675	37,215	79.7
VI 公営企業型地方独立行政法人の業務運営に に関して住民等の負担に帰せられるコスト	12,222,350	12,087,833	134,517	1.1
(VI=III+IV+V)				
(内数) 減価償却充当補助金 ^{*2}	(638,247)	(727,378)	(△89,130)	(△12.3)

*2 令和3年度は、行政サービス実施コスト計算書より転記。ただし、減価償却充当補助金は、減価償却充当補助金相当額を転記。

*3 神戸市出資の機会費用の計算に使用した利率について、決算日における10年もの国債（新発債）の利回りで計算。

* 行政コストは法人のベネフィットを生み出すためのフルコストであり、行政が実施した場合にかかる税金負担の目安額を表している。そこから税金由来の収益（機会費用）を追加するとともに、医業収益等の特定財源を控除することで、住民等の負担に帰せられるコストを算出しているもの。

(5) 業務の適正を確保するための取組

法では業務の適正を確保するための体制の整備について規定されていないが、その取組状況は第8表のとおりである。

第 8 表 業務の適正を確保するための取組

項 目	主な取組	実施状況
法令及び定款の適合性	・中期計画・年度計画	
	・監事監査規程	平成21年4月施行 (平成30年4月改正)
	・業務運営の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する規程	平成21年4月施行 (平成29年4月改正)
	・倫理規程	平成21年4月施行 (平成26年11月改正)
	・公益通報取扱規程	平成21年4月施行 (令和4年6月改正)
	・ハラスメントの防止等に関する規程	平成21年4月施行 (令和4年6月改正)
	・契約規程	平成21年4月施行 (令和5年5月改正)
	・コンプライアンス推進本部設置要綱	平成26年12月施行
	・内部監査実施要綱	平成21年4月施行 (平成28年4月改正)
	・契約審査委員会運営要綱	平成21年4月施行 (令和5年5月改正)
	・仕様書作成委員会等設置運営要綱	平成26年11月施行 (令和4年9月改正)
	・要望等の記録及び報告並びにコンプライアンスを推進する体制の整備に関する細則	平成21年4月施行 (平成29年4月改正)
	・コンプライアンス推進室の設置	平成21年4月設置
	・監事による監査	令和4年度分は1回実施
	・会計監査人による会計監査	令和4年度分はのべ917時間実施
	・内部監査（自主監査）の実施	自主監査年1回実施
・情報セキュリティ監査の実施	監査年1回実施、 自主点検年1回実施	
・コンプライアンス研修の実施	全職員対象、年1回実施	
情報の保存及び管理	・文書取扱規程	平成21年4月施行 (平成30年4月改正)
	・個人情報保護法等の施行等に関する規程	令和5年4月施行
	・情報セキュリティポリシー	平成21年8月制定 (令和5年7月改正)
	・情報セキュリティ研修の実施	全職員対象、年1回実施
損失の危険の管理	・防災組織計画	令和5年改訂
	・情報セキュリティポリシー	平成21年8月制定 (令和5年7月改正)
	・情報セキュリティ研修の実施	全職員対象、年1回実施
	・医療安全マニュアル	平成21年4月施行
効 率 性	・理事会、常任理事会の開催	理事会は原則年4回、常任理事会は毎月開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。 令和3年度は理事会8回、常任理事会14回開催。令和4年度は理事会8回、常任理事会13回開催。
	・運営協議会（中央、西神戸）、業務経営会議（西）、業務経営改善委員会など各種委員会の開催	各病院において毎月開催
	・評価委員会	令和5年度分は3回開催
	・組織規程	平成21年4月施行 (令和5年4月改正)
	・事務決裁規程	平成21年4月施行 (令和4年1月改正)

5 監査の結果

法人では、平成31年3月に策定した第3期中期計画（計画期間：平成31年4月～令和6年3月）に基づき、市民病院としての医療を提供するとともに、救急医療、小児・周産期医療、感染症対策、災害その他の緊急時における医療、市内の医療機関では対応が困難な高度医療並びに不足している専門医療等の政策的医療も含め、市民に質の高い医療を安全に提供している。令和5年3月に厚生労働省が発表した「救急救命センターの評価結果（令和4年）について」において、中央市民病院の救急救命センターが9年連続となる第1位を獲得した。

また、令和5年9月には、神戸市より第4期中期目標が示されたことから、これを踏まえた第4期中期計画の策定に向け取り組んでいるところである。

新型コロナウイルス感染症への対応においては、患者受入れに際して病院ごとに役割分担し、相互に連携を図るとともに、総力を挙げて取り組むという基本方針を掲げ、帰国者・接触者外来を設置するとともに、重症・中等症を中心とした感染患者の入院受入れに対応してきた。各市民病院では、引き続き、新型コロナウイルス感染症対応を行いつつ、本来の役割である安全で質の高い医療の提供との両立を図るとともに、新型コロナウイルス感染症対応で得た教訓を踏まえ、新興感染症への備えを充実させることとしている。

一方で、新型コロナウイルス感染症対応のための補助金の交付が終了することや、これまで新型コロナウイルス感染症対応のため入院・手術等の受入れを大幅に制限してきたことから、今後は通常医療における収益確保が課題となっており、令和6年策定の中期計画の取組を推進し、今後も業務プロセスの改善やガバナンスの強化、職員が働きやすい環境づくりに取り組み、市民病院群として、市民に質の高い医療を引き続き安全に提供されたい。

監査の結果として、法人の出納及びその他の事務について、おおむね妥当に処理されていると認められた。事業面では、評価委員会による令和4年度の業務実績評価結果からも、法人の設立の目的に沿って運営されており、また、運営費負担金は交付目的を達成しているものと認められた。しかし、事務の一部について改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 指 摘 事 項

ア 契約事務を適正に行うべきもの

法人では、契約規程に基づき契約事務を行っており、契約規程第27条第1項で契約書の作成を、同条第2項で請書の提出をそれぞれ省略できることとしている。一方で、「契約事務の手引き」の11事務処理手順（9）専決契約において、契約書の作成や請書を提出させる場合以外は発注書を作成することと定めている。

中央市民病院において、契約書の作成や請書の提出がないにも関わらず発注書の作成を省略していたほか、専決契約による医療機器や事務機器取得の発注に際し、契約責任者の決議をせずに発注していた事例が多数見られた。

発注書は、規定に基づき確実に作成すべきである。その一方で契約責任者への事務の集中や医療機器の管理体制の観点もあることから、物品の調達から管理を含めた事務のあり方を再構築するとともに、必要に応じて規定の改定も検討されたい。

イ タクシーチケットの管理を適正に行うべきもの

法人では、県外の会議等や緊急時及び交代制勤務（深夜や早朝勤務）のため、タクシーチケットを利用しており、その使用や管理方法及び管理簿等の様式は、法人本部及び各病院（以下「事務局」という。）で各々が定めている。

タクシーチケットを都度交付する際に、乗車票番号（タクシーチケットの個別番号）、交付日、交付内容、交付先等を管理簿等（事務局で各々の様式）で記録されていたが、交付後のタクシーチケットの使用状況や所在確認は行われていなかった。また、管理簿等に交付内容の記載がないものや、使用者が記入すべき内容（使用日、乗車区間、金額の前の¥マーク、使用者名）の一部が記入されていないタクシーチケットが散見された。更に、使用済みのタクシーチケットが添付された請求書が届いた際に、管理簿等と使用内容に齟齬がないかの確認をしていない事務局や使用者に使用内容の確認を行っていない事務局があった。

事務局毎の事例は以下のとおりであった。

法人本部総務課では、役員及び法人本部の職員が使用する県内のみ使用可能なタクシーチケット（以下「チケットA」という。）と、県外でも使用可能なタクシーチケット（以下「チケットB」という。）を保有し、交付日、交付先を記録した管理簿により管理されていた。

緊急時及び県外での用務の多い役員にはチケットBを冊単位で常時保有させており、その他の役員等や職員には、使用の都度交付していた。

使用済みチケットAが添付された請求書が届いた際には、自動車（タクシー・ハイヤー）使用承認兼内訳書（以下「承認書」という。）を作成し、チケット毎に使用者が使用（請求）内容（使用日、乗車区間、チケットNo.（乗車票番号）、料金、使用理由等）を確認、記載及び押印の後、所属長承認後、確認決議を行っていた。しかしながら、乗車時刻、使用理由等記載漏れがある承認書や、承認書ではない「（中央市民病院、西市民病院）」と記載された白紙に、4枚の使用済みチケットの貼付のみで、使用者、使用日、乗車区間等の使用内容の記載、確認等が行われていないものがあった。

また、チケットBについては、請求書に使用済みチケットBの写しが添付されているが、使用についての確認や承認手続きは行われていなかった。

西神戸医療センター総務課では、職員が交代制勤務や緊急時に使用するチケットAを保有しており、交付日、チケット番号、交付枚数、所属、氏名、交付者を記載する交付簿により都度交付し、管理されていた。また、時間外の緊急時や深夜帰宅時には、守衛室において、乗車票番号（チケット番号）、交付日時、乗車区間、所属、受領者、使用理由、交付者を記載する交付・使用承認書により都度交付し、管理されていた。しかしながら、使用済みチケットが添付され

た請求書が届いた際には、添付されていた使用済みチケットと請求内容に齟齬がないかの確認は行っていたが、使用済みチケットと交付簿等の記入内容に齟齬がないかの確認や、使用者に使用内容の確認は行っていなかった。

アイセンター病院事務局では、会議や緊急時に使用するチケットAを保有しており、チケット番号、交付日時、氏名、乗車区間、使用目的を記載する交付兼整理簿により都度交付し、管理されていた。しかしながら、使用済みチケットが添付された請求書が届いた際に、添付されていた使用済みチケットと請求内容に齟齬がないかの確認は行っていたが、使用者に使用内容の確認は行っていなかった。また、使用済みチケットには、利用日や乗車区間及び得意先名（使用者）、金額の前の¥マーク等、使用者が記入すべき使用内容に記入のないものがあった。

管理（交付）簿等には乗車票番号（タクシーチケット番号）等個別に識別できる情報を記録し、管理されていたものの、盗難や紛失、不正使用等の事故発生を防止し、万一事故が発生した場合でも、発生時点や原因を容易に把握できるよう、交付後のタクシーチケットの定期的な所在確認や、使用済みタクシーチケットの使用内容に齟齬がないか使用者等へ確認を行うべきである。実態に応じた管理方法、使用にあたってのルールを法人内で検討し、周知徹底すべきである。

ウ 郵便切手類の管理を適正に行うべきもの

事務連絡等に使用する郵便切手類の管理において、以下の事例があった。

法人本部総務課で保有している郵便切手類の消耗品管理簿（以下「管理簿」という。）には、交付または受領の都度、記載されてはいたが、記入者以外の職員による都度の確認や、管理職による定期的な在 High の確認等は行われていなかった。また、看護学校訪問等の出張時に使用する ETC カードを 2 枚保有しているが、都度の受払簿や使用後の請求内容と使用区間の確認は行われていなかった。

中央市民病院では、交付又は受領の都度、管理簿に記録されており、使用者、交付者、係長の確認印が押されていた。しかしながら、実地監査日において、金庫内の 10 枚単位の管理簿と在 High が一致しないものがあり、中には長期間一致していない状況で確認印が押され続けていたものもあったことから、管理簿と在 High を確認せずに決議をしていると言わざるを得ない状況であった。

管理簿と在 High が一致しない郵便切手類 2 円切手（金庫内管理簿 70 枚、金庫内在 High 80 枚）、320 円切手（管理簿 40 枚、在 High 320 円 20 枚、310 円 20 枚）、官製はがき（管理簿 6 枚、在 High 7 枚）
--

アイセンター病院では、交付又は受領の都度、管理簿に記録されており、送付先や使用者の所属、氏名が記録されていたが、管理職による定期的な在 High の確認等は行われていなかった。

法人本部総務課に確認したところ、郵便切手類の管理に関する独自のマニュアル等はないとのことであった。

なお、神戸市の「現金等管理マニュアル」では、保管現金・郵便切手類の定期的チェックと

して、少なくとも毎年度3回の所属長による確認、および所属長の直近上位の上司が、少なくとも年1回、自らチェックを行い、仕組みどおり適正に処理されているか検証することとしているとともに、外郭団体等においても神戸市に準じた厳格な運用を求めている。

郵便切手類について、必要なルールの整備を行ったうえ、法人内で周知徹底し適正に管理を行うべきである。また、ETCカードの請求内容と使用区間に齟齬がないかの確認を行うべきである。

(2) 意見

ア 旅費の運用マニュアル等の整備について

法人では、医療水準の向上に資するため、外国で開催される学会等に職員を参加させ、その参加費及び旅費を支給している。法人の旅費規程（外国旅行の旅費）第26条は以下のとおりである。

(外国旅行の旅費)
第26条 本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行に対し支給する旅費については、その都度、その支給額及び支給方法を理事長が定める。

法人ではこの旅費規程以外に外国旅行の旅費の支給について定められた要綱や取扱マニュアル等はなく、担当者に確認したところ、神戸市の旅費制度運用マニュアル（以下「市運用マニュアル」）の「7. 外国旅行（＝海外出張）」の項を参考に経費の積算を行い、法人の旅費規程に基づき理事長決議を経ているとのことであった。

なお、市運用マニュアルでは、「7-11. 日当」及び「7-12. 宿泊料及び食卓料」に、以下のとおり定められている。

7-11. 日当
※船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日を除く）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。また「外国を出発した日」や「外国に到着した日」であっても、その日現地での用務が全く無く、宿泊場所への直行または宿泊場所からの直帰である場合は、原則として日当の額は丙地方につき定める定額とする。

7-12. 宿泊料及び食卓料
※水路旅行又は航空旅行についての宿泊料は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸し、又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

アイセンター病院の海外出張及び経費の支出決裁に添付されていた海外出張旅費積算・日程表によると、日当区分及び宿泊区分について、市運用マニュアルとは異なる事例（下表の下線部）があった。

(事例)

海外出張旅費積算・日程表			
海外出張者A		海外出張者B	
月日	場所	日当区分	宿泊区分
8/31	伊丹→羽田→フランクフルト	甲	甲
2/19	伊丹→羽田→シドニー	乙	乙

9/1	フランクフルト→ハンブルグ	甲	甲
9/2	学会出席	甲	甲
9/3	学会出席	甲	甲
9/4	ハンブルグ→ミュンヘン→羽田	甲	機内泊
9/5	羽田→伊丹	丙	—

2/20	学会出席	乙	乙
2/21	学会出席	乙	乙
2/22	学会出席	乙	乙
2/23	シドニー→羽田	乙	機内泊
2/24	羽田→伊丹	丙	—

海外出張者C及びD

月日	場所	日当区分	宿泊区分
2/22	関空→クアラルンプール	乙	乙
2/23	学会	乙	乙
2/24	学会	乙	乙
2/25	学会	乙	乙
2/26	学会	乙	機中泊
2/27	関空	丙	

海外出張者E

月日	場所	日当区分	宿泊区分
2/22	関空→クアラルンプール	乙	乙
2/23	学会	乙	乙
2/24	学会	乙	乙
2/25	学会	乙	乙
2/26	学会	乙	—
2/27	関空	—	

(ア) 海外出張者Aの8月31日は、航空機による旅行（機内泊）であり、日当区分は「丙」となるべきところ、「甲」となっていた。また、宿泊料は着陸して宿泊した場合に限り支給されるが、機内泊のため支給されないところ、宿泊区分「甲」となっていた。

(イ) 海外出張者AからEの「外国に到着した日」、海外出張者A及びBの「外国を出発した日」の現地での用務は、日程表等に記載はなかった。宿泊場所への直行又は宿泊場所からの直帰であれば、日当区分は「丙」となるべきところ、「甲」または「乙」となっていた。

(ウ) 海外出張者Eの2月26日の宿泊料及び2月27日の日当を支給していない理由について、決裁や積算・日程表等に記載がなかったため、担当者に確認したところ、2月26日の学会終了後は、用務外であるため、宿泊料及び2月27日の宿泊場所からの直帰である場合の日当区分「丙」は支給していないということであった。

旅費の支給に際しては、現地での用務内容を日程表等に記載し、支給根拠を明確にしたうえで、適切に旅費を計算するとともに、旅費の支給基準を法人内で周知徹底されたい。また、事務の効率化や責任の明確化及び事故防止の観点から、実態に応じた旅費の運用マニュアル等を整備されたい。

イ 資産(備品)管理マニュアル等の整備について

法人には、具体的な資産（備品）管理に関するマニュアル等がなく、資産の管理において、以下の事例があった。

西市民病院では、パソコン、タブレット及びその周辺機器や双眼ルーペ等医療機器について、病院購入資産所在確認調査票（以下「調査票」という。）により、要求科の所属長に対して所在確認（調査票の現状欄に「保有・破棄・不明」のいずれかに○印を付ける様式）の調査を実施していた。調査の結果、「不明」「破棄」と回答した要求科の所属長は、「器具・備品等廃棄及び

除却申請書兼許可書」により資産の廃棄及び除去の申請手続きを令和5年3月に行っていた。調査対象資産 164 件のうち、「不明」は 27 件あり、そのうちパソコンやタブレットは 23 件あった。

西市民病院では、現在は、医師の異動や退職時に資産の確認を確実に行うように改めているとのことであるが、法人として、財政状態を正しく把握することや、事務の効率化や責任の明確化を図るためにも、医療機器等や事務用機器の資産（備品）の現状を確認する仕組みや、具体的な管理マニュアル等を検討し、整備されたい。

凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「-」----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」----- 増加率が 1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」----- 減少率が 1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。